

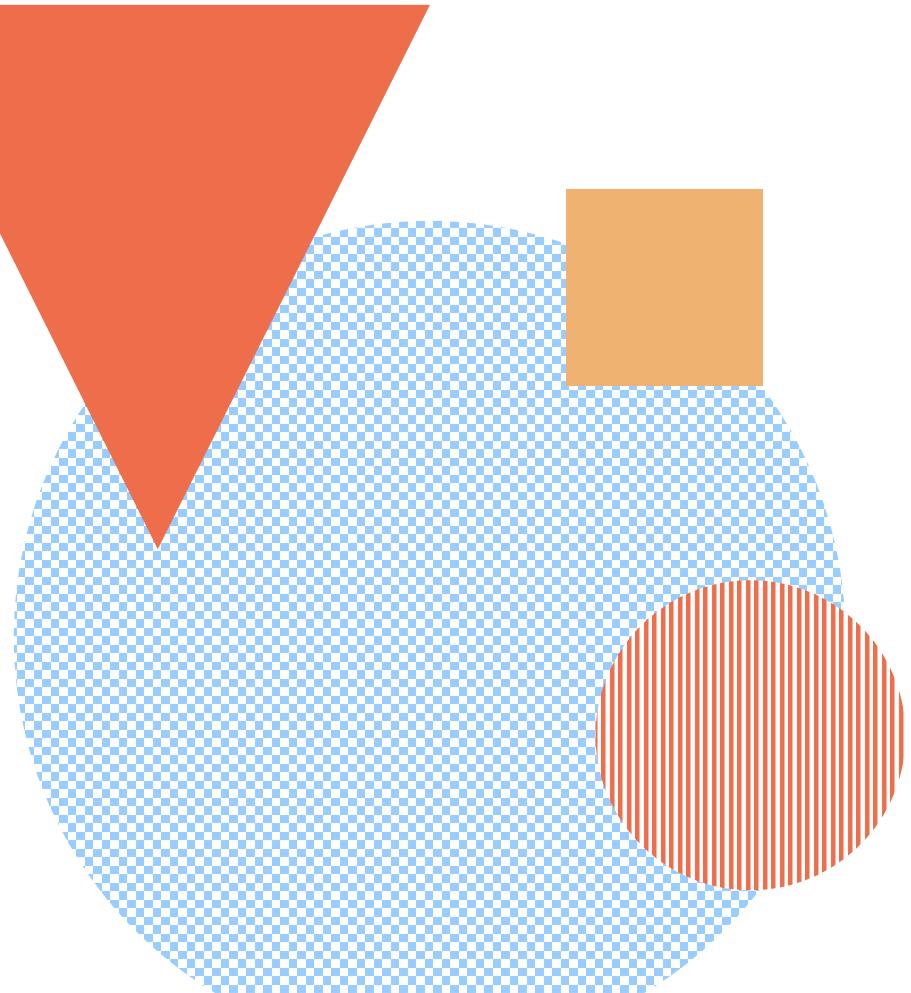
我孫子市地域防災計画 ダイジェスト版

(令和 3 年度修正)

我孫子市市民危機管理対策会議



「手賀沼のうなきちさん」
© 我孫子市 2012



我孫子市地域防災計画 ダイジェスト版

目 次

1 地域防災計画とは	
1)地域防災計画の目的	1
2)地域防災計画作成の背景と経緯	1
3)地域防災計画の構成と内容	2
2 総論	
1)地域防災計画推進の考え方	3
2)自助・共助・公助の役割	3
3 災害危険性	
1)過去の災害	5
2)災害の想定	6
4 災害予防計画	
1)自主防災活動の推進	8
2)防災訓練	9
3)防災都市づくり	10
4)災害の防止	11
5)防災拠点施設などの整備	12
6)応急活動・被災者支援の事前準備	14
5 災害応急対策計画	
1)災害対策本部の設置	16
2)情報収集・伝達、災害広報	18
3)応援要請	18
4)消防・救急救助・応急医療救護	19
5)避難	20
6)生活支援	22
7)住宅対策	23
8)要配慮者対策	24
9)災害ボランティアへの対応	24
10)帰宅困難者への支援	24
6 災害復旧・災害復興	
1)災害復旧	25
2)災害復興	25
7 風水害・大規模事故などへの対応	
1)風水害への対応	26
2)大規模事故への対応	27
3)放射性物質事故への対応	27

1 地域防災計画とは

1) 地域防災計画の目的

我孫子市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、我孫子市市民危機管理対策会議が作成する計画です。

この計画は、市内で大規模な災害が発生した場合に、市、防災関係機関、市民などが協力して対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

◆市民危機管理対策会議とは

地域防災計画の作成、その実施、防災に関する重要事項を審議するために、我孫子市市民危機管理対策会議条例に基づき設置されるものです。

会議は、市長を会長として、自主防災組織や国・県などの防災関係機関、ライフライン機関、福祉団体、市の関係部署におけるそれぞれの代表者など、計40人で構成します。

2) 地域防災計画作成の背景と経緯

我孫子市地域防災計画は、これまで平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟・福島豪雨災害や新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震などでの教訓に基づき、改定を行ってきました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大な津波による多くの犠牲者、原子力発電所の事故、長期間の広域避難など、多大な被害をもたらしました。

本市は、震度5弱の揺れでしたが布佐地区などで液状化現象が発生し、建物や電柱、地下埋設物などに大きな被害がありました。また、首都圏では、多くの帰宅困難者の発生や電力不足による計画停電の実施がありました。

これらを受け、国では防災基本計画の見直し、災害対策基本法の改正などが行われ、本市においても、それらの教訓を反映させた防災事業の実施や地域防災計画の改定を行ってきました。

しかし、その後においても、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年西日本豪雨など、大規模災害が発生し、地震だけでなく浸水や土砂災害にも備えた防災対策が求められています。

本市においても、平成20年8月に集中豪雨による水害、平成24年5月に水質事故による断水、平成25年10月の台風26号による水害が発生しました。令和元年房総半島台風では、暴風雨により大規模停電、倒木、家屋被害など、千葉県内に大きな被害が発生しました。

令和3年度の我孫子市地域防災計画の改定は、これら災害の教訓や国・県の動向、本市の地域特性を反映させて行ったものです。

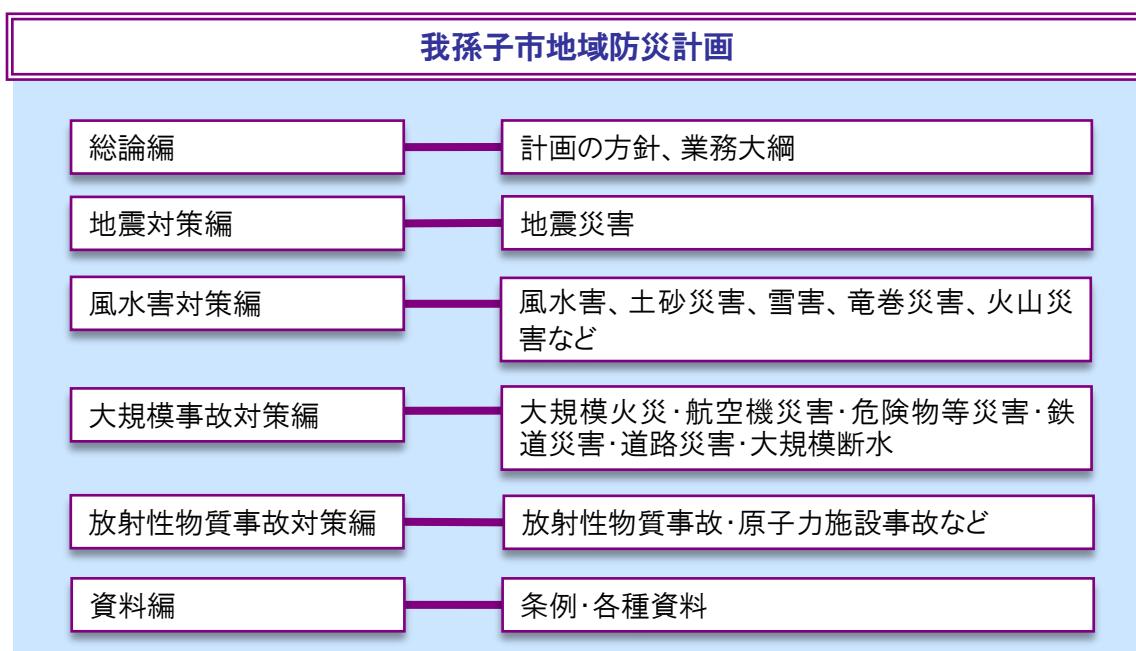
3) 地域防災計画の構成と内容

我孫子地域防災計画は、防災に関する事業を総合的に推進するための方針、市・国・県・防災関係機関・市民・事業所などの役割分担など、防災対策の基本を示したものです。

(1) 構成と対象とする災害

我孫子市地域防災計画の構成と内容は、次のようにになっています。

また、我孫子市地域防災計画は、地震、風水害などの自然災害のほか、大規模火災、危険物の爆発炎上、航空機の墜落、断水などの大規模事故、放射性物質事故も対象としています。



(2) 編の内容

各編には、概ね次の内容が記載されています。

総則	被害想定、基本方針などの前提条件
災害予防計画	備蓄、訓練など、災害の発生に備えて平常時に行うべき予防対策
災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの各応急対策
災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧など

2 総論

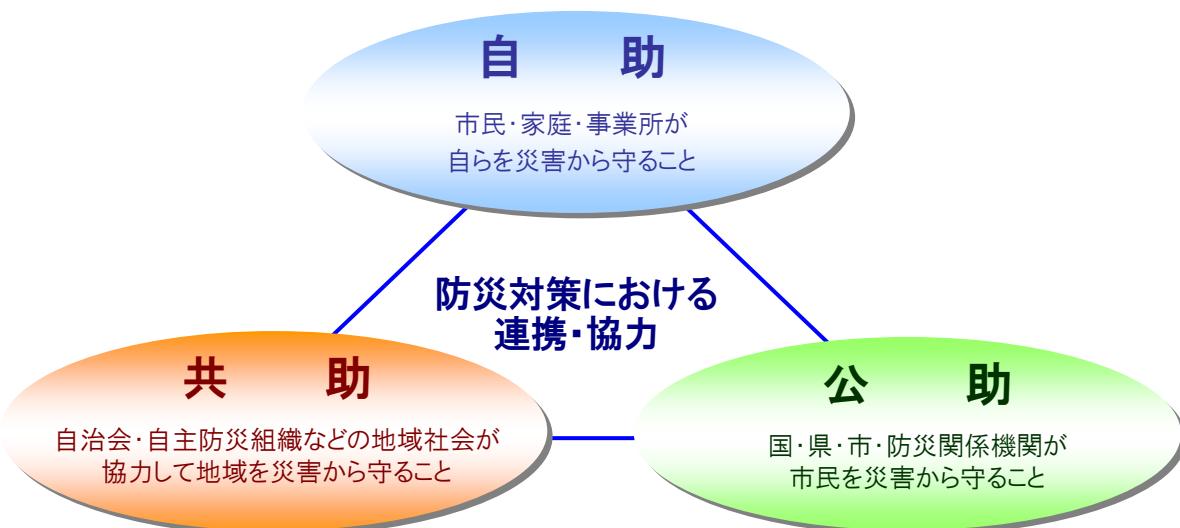
1) 地域防災計画推進の考え方

災害が発生したときは、「自らの生命は、自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、家族や自治会・自主防災組織などが中心となった行動が必要です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも、「自力・家族」や「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われました。このことからも災害が発生した直後は、地域における活動が最も重要です。

また、その後の避難生活などにおいても、地域のつながりが被災者の支えとなっています。

のことから、我孫子市地域防災計画の推進は、「市民・事業所(自助)」、「自主防災組織など(共助)」、「行政・防災関係機関(公助)」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う**「自助・共助・公助の連携・協力」**を基本としています。



◆自助・共助・公助の割合とは

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、倒壊家屋からの救出を誰が行ったかを調べたところ、「自力・家族」(自助)が 67%、「友人・隣人」(共助)が 31%、「救助隊」(公助)が2%であったことから※、自助・共助の重要性があらためて認識されました。このことから、災害時の自助・共助・公助の割合を7:2:1としています。

※日本火災学会:1995 年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

2) 自助・共助・公助の役割

大規模な災害が発生したときは、市民、事業所、自治会・自主防災組織、市、防災関係機関が、それぞれの役割を分担し、協力して災害対策を行うことが重要です。

我孫子市地域防災計画では、自助・共助・公助の役割を次のように定め、地域の防災力を向上させることとしています。

(1) 自助

個人、家庭、事業所などは、自らの命を自ら守るため、次の役割を担い、地域防災力を向上させるこ

とを基本とします。

① 個人・家庭

- 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- 災害が発生した場合に自力で生き抜くための備蓄を行うこと
- 地域の災害危険箇所、避難場所、避難経路、災害履歴などの知識を把握すること
- 災害発生時の安全かつ適切な行動を把握すること
- 地域の防災活動(共助)に参加すること
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等の防災への取組みを行うこと

② 事業所

- 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- 自衛消防隊などの組織を結成すること
- 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練など災害に備えた防災訓練を行うこと
- 災害が発生した場合、帰宅困難な場合に自力で生き抜くための備蓄を行うこと
- 従業員に防災知識の普及、災害発生時の行動の周知を行うこと
- 地域の防災活動に参加し、災害発生時は協力をを行うこと

③ 学校

- 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- 自衛消防隊などの組織を結成すること
- 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練など災害に備えた防災訓練を行うこと
- 保護者に引き渡せない児童や、帰宅困難な児童・生徒が生き抜くための備蓄を行うこと
- 災害が発生した場合の児童・生徒の安全確保、一時保護の体制を構築すること
- 児童・生徒、教職員に防災知識の普及、災害発生時の行動の周知を行うこと
- 避難所開設時の開錠、避難者の受け入れ、運営の協力をを行うこと
- 移動系防災無線の管理を行うこと

④ 福祉施設

- 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- 自衛消防隊などの組織を結成すること
- 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練など災害に備えた防災訓練を行うこと
- 災害が発生した場合の入所者の安全確保、一時保護の体制を構築すること
- 入所者、職員に防災知識の普及、災害発生時の行動に周知を行うこと
- 災害が発生した場合に自力で生き抜くための備蓄を行うこと

(2) 共助

自主防災組織などの住民組織は、地域を自ら守るために、以下の役割を担い、地域防災力を向上させることを基本とします。

- 地域の防災組織を結成すること
- 地区防災計画を策定すること
- 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練、避難所運営訓練など災害発生に備えた防災活動を行うこと
- 住民に防災知識の普及を行うこと
- 地域のがけ地、ブロック塀などの安全点検を行い、危険箇所などを把握すること
- 地域の手助けが必要な住民を把握し、災害発生時に支援すること

- 防災資機材の購入、点検を行うこと
- 災害発生時に地域内の被害情報を収集すること
- 災害発生時に住民への情報提供、避難誘導、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うこと
- 避難所の運営を主体的に行うこと

(3) 公助

市などは、公助として以下の役割を担い、地域防災力を向上させることを基本とします。



- 組織の危機管理能力の向上を図ること
- 応急対策を効果的に行うよう災害対策の仕組みを構築すること
- 防災資機材などの備蓄を行うこと
- 協定締結など広域災害に備えた受援体制づくりをすること
- 道路、市街地、河川など災害に強い都市づくりを推進すること
- 自助・共助で行う地域防災活動への支援を行うこと
- 防災知識の普及・啓発を行うこと

3 災害危険性

1) 過去の災害

(1) 地震

本市を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、地震活動が活発な地域となっています。

これまでに市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（安政2年・1855年）、関東地震（大正12年・1923年）、東日本大震災（平成23年・2011年）などが挙げられます。

ただし、安政江戸地震や関東地震に関しては、はっきりとした市内の被害記録が残されていません。



〈東日本大震災による液状化被害〉

〈東日本大震災による液状化被害〉

項目	被害の概要	
人的被害	軽傷者 2 名	
住家被害	全壊 134 棟、大規模半壊 5 棟、半壊 96 棟、一部損壊 3,323 棟	
ライフ ライン 被害	電気	天王台、湖北、新木、布佐地区で約 2,800 件の停電 布佐地区は 3 月 12 日に復旧、それ以外は 3 月 12 日未明までに復旧
	水道	配水管の損傷で 191 戸が断水、宅内漏水により 1,700 戸が断水 3 月 16 日までに復旧
	下水道	概ね 4km の管路損害
道路被害	国道 356 号、県道 2 箇所が通行止め 塀倒壊 77 箇所、液状化 45 箇所、損傷 157 箇所、電柱・信号柱倒壊など 18 箇所、マンホール隆起 15 箇所など 国道は 3 月 25 日、県道は 4 月 14 日に復旧、その他市内各所は 3 月 18 日までに復旧	
公園被害	14 箇所で施設などに被害	
鉄道被害	JR 常磐線、成田線とも運転見合わせ、成田線は 3 月 21 日に復旧	

(2) 風水害

本市は、北は利根川、南は手賀沼にはさまれており、昭和22年のカスリーン台風などにより大きな水害に見舞われてきました。

近年では、谷津や低地での宅地開発が進んだことにより、台風や集中豪雨などにより浸水被害が発生しています。特に、平成20年8月30日の集中豪雨では、床上浸水28件、床下浸水145件などの被害が発生、さらに、平成25年10月の台風では、床上浸水101件、床下浸水309件の被害が発生しました。

2) 災害の想定

(1) 地震被害の想定

市は、市域に最も影響のある地震を想定して、地震動・液状化の解析を行い、「あびこハザードマップ」を作成しています。我孫子市地域防災計画は、我孫子市直下の地震(マグニチュード 6.9)により、次の被害が発生することを前提としています。

● 地震動・液状化

低地で震度6強、台地で震度6弱の揺れとなります。また、低地で液状化現象が発生します。

● 物的被害

旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀などの倒壊が発生します。

また、液状化現象によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生します。住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大することもあります。

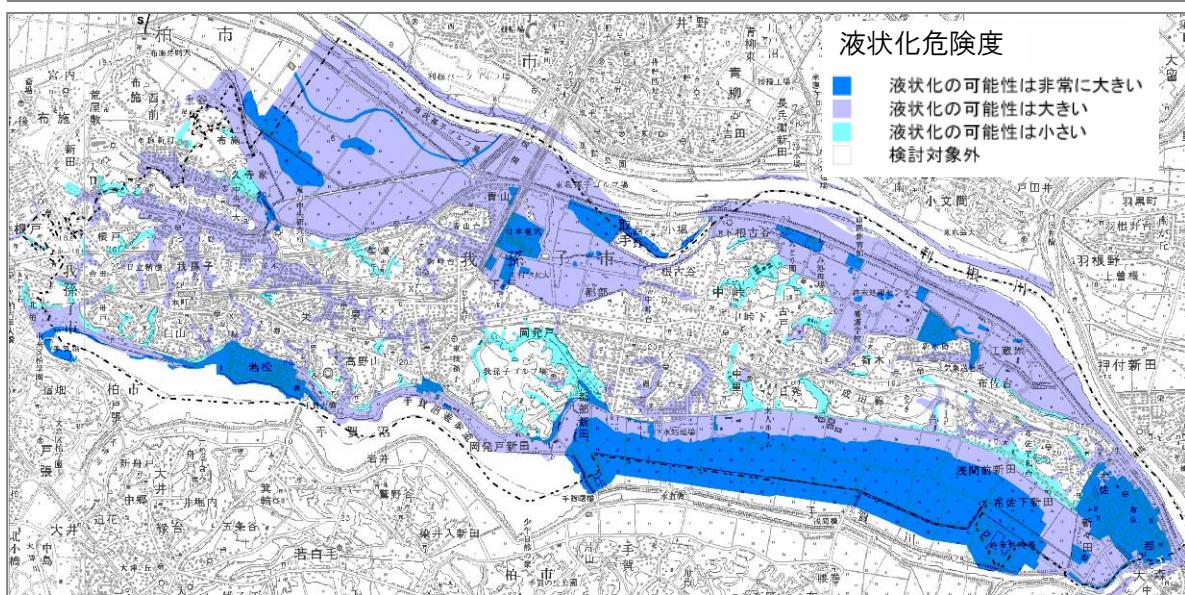
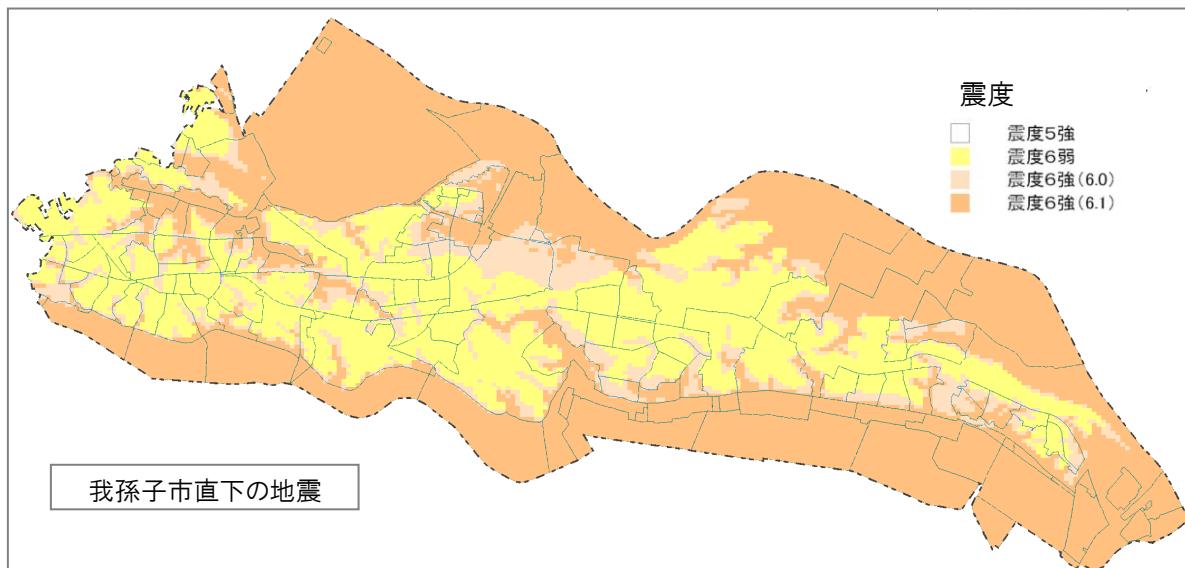
● 機能障害

ライフライン施設の被害により、停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通などの機能障害が発生します。

● 人的被害

倒壊建物などにより死者、負傷者、倒壊家屋などに閉じ込められた要救出者が発生します。

避難者は、人口の15%になると見込んでいます。



(2) 風水害の想定

国土交通省・千葉県は、利根川、手賀川・手賀沼が大雨で増水した場合を想定して、浸水想定区域を公表しています。市は、この結果を用いて浸水範囲とその深さ、避難方向や避難場所の位置、情報の入手方法などや、内水の浸水実績を加えた「あびこハザードマップ」を作成して、配布しています。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の避難対象世帯及び対象者を、右のとおり想定しています。

さらに、市では局地的に発生する竜巻災害、冬季の雪害、富士山などの噴火による降灰を想定しています。

〈避難対象世帯・対象者の想定〉

利根川	18,786 世帯、41,225 人
手賀川・手賀沼	2,311 世帯、4,942 人
土砂災害	142 世帯、324 人

(3) その他の災害の想定

地震、風水害のほかに、航空機の墜落、列車の脱線・転覆、市街地の大規模火災、危険物施設の爆発・炎上、断水などの大規模事故、放射性物質事故も市民生活に大きな影響を及ぼします。

我孫子市地域防災計画では、これらの事故を計画の対象として位置づけています。

4 災害予防計画

1) 自主防災活動の推進

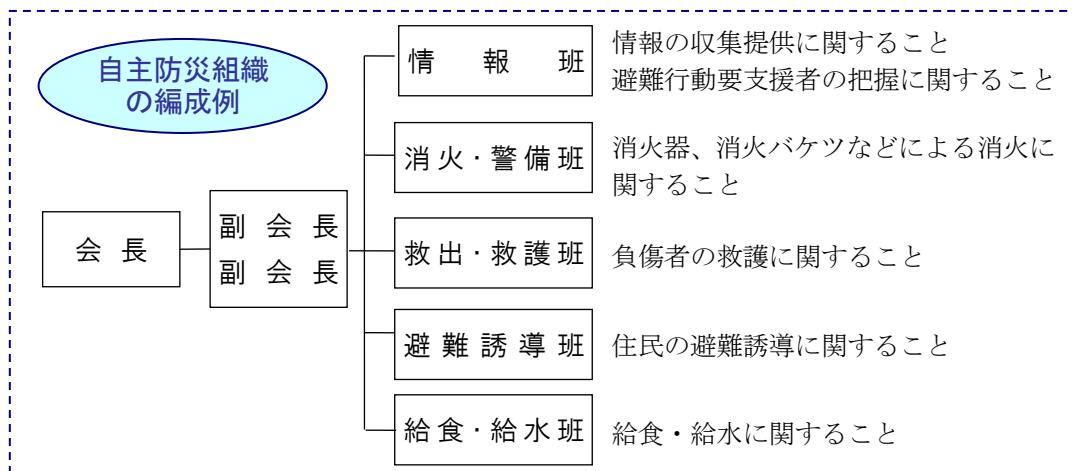
災害が発生したときは、「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本理念として、市民、自治会・自主防災組織及び事業所などの地域が連携して活動することが求められます。

(1) 自主防災組織の結成

地域で自主防災活動を推進するためには、自治会などが母体となり自主防災組織を結成し、防災訓練の実施、地区防災計画の策定など、自発的な活動を行うことが重要です。

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備や活動を促進するため、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱」に基づき、資機材の整備、防災倉庫用の借地や防火防災訓練に対して助成を行っています。

また、自主防災組織の要請に基づき、初期消火、救出救護、避難訓練などに関して助言などを行っています。



(2) 自主防災組織連絡協議会

自主防災組織による地域での防災活動をより実効性のあるものにするため、自主防災組織連絡協議会を結成し、自主防災組織間の情報交換や相互協力体制の確立を支援しています。

また、研修会及び講習会の開催などを行い、防災リーダーを育成しています。

(3) 要配慮者の支援体制

要配慮者とは、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児など、災害時に支援が必要な方々をいいます。そのうち、特に避難支援が必要な方を避難行動要支援者といいます。災害が発生したときは、地域の方々が協力して、安否確認と避難支援ができるように、あらかじめ自治会・自主防災組織などが中心となって、避難行動要支援者の把握や支援体制を決めておく必要があります。

市は、地域住民と地域の組織・団体などによる避難支援体制の構築を図るために、「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」(平成26年10月)を策定し、避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、要支援者一人ひとりの避難支援情報をまとめた個別避難計画の作成に取り組みます。

なお、避難行動要支援者の現況は、次のとおりです。

〈避難行動要支援者の現況〉

令和4年2月1日現在

避難行動要支援者の種別	人数(人)
① 要介護3～5の認定者	1,866
② 身体障害者手帳1・2級所持者 (心臓機能障害のみの該当者は除く)	1,131
③ 療育手帳A・Bの所持者	937
④ 精神障害保健福祉手帳1・2級を所持する65歳以上の単身世帯の者	63
⑤ 市の生活支援(障害福祉サービス)を受けている難病者	0
⑥ 要介護1・2の認定者で登録希望者	783
⑦ ⑧ その他、支援が必要な事由があり、名簿登録を希望する者	
1. 同意人数(平常時の名簿提供に掲載される総数)	3,481
2. 同意拒否人数	979
名簿掲載人数(災害発生時の名簿提供に掲載される総数)(1+2)	4,460

※①～⑤の人数は一部重複して集計。※長期入院及び施設入所者は除く。

(4) 避難所運営体制の検討

避難所での避難生活は、基本的に避難者の自治により運営します。そのため、自主防災組織などは、避難所の運営が円滑に行えるよう、班の編成や役割分担、運営のルール、仮設トイレ設置場所、避難車両の受け入れなど、避難所の運営体制について、市が作成した「避難所開設・運営マニュアル(大規模地震編)」に基づき、検討することが必要です。

また、これらに関して、地域住民への周知が必要となります。

特に、運営への女性の参画や、女性の視点による様々なニーズへの対応が求められます。

(5) 事業所の自主防災組織

事業所は、従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止を図るため、防災計画を策定するとともに、自衛消防隊を編成し、災害に備えることになっています。

また、災害時の事業所の果たす役割を認識し、災害時に特定の業務を継続することが重要であることから、事業継続計画(BCP)の策定が必要とされています。

2) 防災訓練

(1) 総合防災訓練

市は、大地震の発生を想定し、防災関係機関や自主防災組織など、ボランティア(NPO)組織、教育機関などが一体となって、毎年、総合的な訓練を実施しています。

◆訓練内容

倒壊家屋・ガレキ・車両からの救出訓練、建物火災消火訓練、ライフライン施設応急復旧訓練、ボランティアセンター設置・運営訓練



〈我孫子市総合防災訓練のようす〉

(2) 避難所運営訓練

市は、地域に根ざした実践的な参加型の避難所運営訓練を「避難所運営マニュアル」に基づき、市内全小学校

◆訓練内容

避難所設置・受付訓練、資機材設置訓練、非常用飲料水供給訓練、校舎利用確認訓練等

で実施し、市民が自主的に避難所を運営していく避難所運営委員会の設立に繋げていきます。

(3) 自主防災訓練

自主防災組織などは、自主防災組織、自治会、管理組合などを単位とした訓練や、複数の組織の連合による訓練を行い、いざという時のためには、地域防災力の向上を図ることが必要です。

訓練の内容は、初期消火訓練、避難・誘導訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、炊き出し訓練などがあげられます。

消防署などは、これらの自主防災訓練への指導など、協力をしています。

3) 防災都市づくり

災害による被害を最小限にとどめるため、市街地を災害に強いまちに変えていく必要があります。地震が発生した場合、揺れや液状化による老朽建物、ブロック塀などの倒壊により、死傷者の発生、火災の延焼、道路上のがれきや液状化による交通支障など、さまざまな被害が発生します。

市は、「都市計画マスターplan」、「耐震改修促進計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」などに基づいて、土地区画整理事業や市街地再開発事業などによる防災的な土地利用、公園・緑地などの空間の確保、建築物の不燃化・耐震化などを進めています。

(1) 市街地の整備

- 延焼遮断帯の形成

火災における市街地の延焼防止や遅延を図るため、都市計画道路、鉄道、公園・緑地、河川などのオープンスペースを確保し、それらのネットワークによって延焼遮断帯の形成を図ります。

- 道路・橋梁の整備

避難路、緊急車両の進入路、救援物資の輸送路、延焼遮断帯として重要な役割を果たす道路を整備します。

(2) 建築物の耐震化

「我孫子市改修促進計画」(平成29年3月)に基づいて、住宅と特定建築物の耐震化目標を95%と定め、耐震化を促進します。民間建築物については、各所有者が自らの生命・財産は自らが守るとの考え方をもち、耐震化を行うことが求められます。

市は、大規模建築物や緊急輸送道路沿いの建物の所有者に耐震化を促します。所有者に対しては、「あびこハザードマップ」の配布などによる情報提供・啓発や各種の助成制度で支援します。

- 木造住宅耐震診断助成制度
- 木造住宅耐震改修工事助成制度
- マンション耐震診断助成制度

(3) ライフライン施設の耐震化

市、水道局、東京電力パワーグリッド(株)、東日本ガス(株)、東日本電信電話(株)によって、水道、下水道、電気、ガス、通信施設の耐震化や災害発生に備えた対策が行われています。

4) 災害の防止

市は、国土交通省や県と協力し、地盤災害や水害などを防止するため、施設の整備や警戒・避難体制の構築などの対策を進めています。

(1) 土砂災害の防止

土砂災害防止法、急傾斜地法などに基づき、県によって土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの区域指定が行われています。

土砂災害警戒区域に指定された地域には、災害情報の提供や避難が早くできるよう、警戒避難体制の整備、自主防災組織による情報伝達や避難訓練の実施を行えるよう努めます。

また、警戒区域内の要配慮者利用施設での避難計画作成や避難訓練に助言などを行います。

◆ 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を県が調査し指定します。土砂災害警戒区域に指定された場合は、警戒避難体制の整備などが行われます。さらに、住民に著しい危害が生じるおそれのある地区は、土砂災害特別警戒区域に指定し、開発行為の許可制、建築物の構造規制などが行われます。

(2) 液状化対策

東日本大震災での液状化現象の発生状況を踏まえ、ゆれやすさ、液状化危険度や地盤特性を示した「あびこハザードマップ」を作成し、市民に周知します。

また、建築確認申請における審査時及び検査時に、建築物の基礎、杭などについて、建築基準法に定められた構造基準への適合性について確認を行います。

(3) 水害対策

● 河川の整備

国土交通省や県によって、利根川、手賀川・手賀沼の改修、排水機場の整備などの治水対策が行われています。市は、つくし野川の河川改修を完了し、維持管理を実施しています。

● 雨水排水・雨水抑制施設などの整備

大雨による浸水被害を軽減するために、一定規模以上の開発・建築がある場合は、調整池などの雨水抑制施設の設置を指導します。

また、個人住宅などにおいて、雨水を一時的に貯留することにより流出を抑えるため、雨水貯留タンク設置の助成を行います。

● 雨水貯留浸透施設の設置

「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に基づいて、建物の建築確認の際に規模に応じて浸透枠、浸透トレーニングなどの雨水浸透施設の設置を促進します。

(4) 火災などの予防対策

● 危険物施設などの安全対策

危険物施設の安全対策は、法令に基づいてそれぞれの管理者が実施することになっています。消防本部は、消防法などに基づき立入検査、指導などを行い、安全対策を促進します。

● 住宅用防災機器の設置

消防法に基づき、すべての住宅(寝室、階段など)に住宅用火災警報器を設置することが義務づけられています。消防本部は、これらのPRを行い、周知を図ります。

5) 防災拠点施設などの整備

(1) 防災拠点機能の整備

災害対策本部及び地域対策支部となる市有施設、地域防災拠点となる全小学校13校に防災拠点機能を整備します。

● 災害対策本部

市庁舎は、災害対策本部としての機能を確保するために、非常用電源の確保などを図ります。

● 地域防災拠点

全小学校13校を地域防災拠点として定め、給水、倉庫、トイレ、非常用電源などを整備します。また、ヘリコプターからの識別を容易にする屋上のヘリサインを整備します。

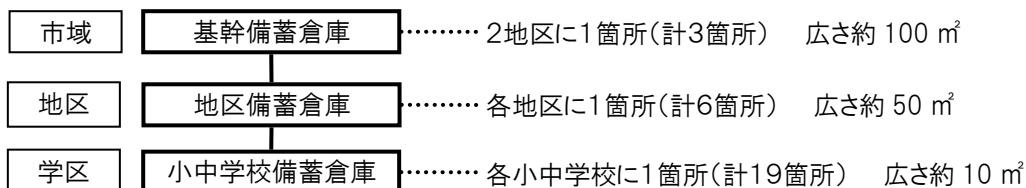
また、大規模停電発生時の備えとして、非常用電源設備、ポータブル非常用電源を整備します。

※ヘリサイン整備済み：湖北中、整備候補：並木小、布佐中

(2) 防災備蓄倉庫の整備

災害が発生した当初に必要な物資などを供給するため、防災備蓄倉庫を設置します。備蓄倉庫は、基幹倉庫、地区備蓄倉庫、小中学校備蓄倉庫に区分し、分散・拠点機能のネットワークや配置バランスを考慮して設置します。

〈備蓄倉庫整備計画〉



地区名	基幹備蓄倉庫	地区備蓄倉庫	小中学校備蓄倉庫
我孫子北	久寺家汚水 中継ポンプ場	久寺家汚水中継ポンプ場	根戸小、並木小、久寺家中
我孫子南		白山中学校	第一小、第四小、白山中(地区備蓄倉庫)
天王台		高野山	第二小、第三小、高野山小、我孫子中
湖北	中里	中里(既存：湖北台西小学校余裕教室)	湖北小、湖北台西小、湖北台東小、湖北中、湖北台中
新木	気象台記念 公園	気象台記念公園	新木小
布佐		未定(既存：布佐小学校余裕教室)	布佐小、布佐南小(余裕教室)、布佐中

(3) 避難場所などの整備

小学校、中学校などの公共施設、公園などのあき地を避難場所・避難所として指定しています。これらの施設には、要配慮者や外国人にもわかりやすい標識を設置します。

〈避難場所などの種類〉

指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性などの一定の基準を満たす施設又は場所○ 大規模な公園、緑地、小・中学校などを指定する。
指定避難所	<ul style="list-style-type: none">○ 災害の危険性があり避難した住民などを災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設○ 市内の小中学校、公民館などの施設を中心として指定する。
指定福祉避難所	<ul style="list-style-type: none">○ 自宅が被災し住むことができなくなった要配慮者のうち、特別な支援や介護が必要な要配慮者が避難生活を行う施設

〈避難場所など一覧〉

地区	No.	名 称	所 在 地	指定緊急避難場所				指定避難所	施設収容能力※(人)
				洪 水	土 砂 灾 害	地 震	大 規 模 な 火 事		
我孫子北部	1	久寺家中学校	つくし野 171	○	○	○	—	○	915
	2	根戸小学校	つくし野 4-17-1	—	○	○	—	○	1,463
	3	並木小学校	つくし野 7-30-1	—	○	○	—	○	971
	4	中央学院大学	久寺家 451	—	○	○	○	○	1,595
	5	我孫子二階堂高等学校	久寺家 479-1	—	○	○	○	○	1,188
	6	一般財団法人電力中央研究所	我孫子 1646	○	○	○	○	○	403
我孫子南部	7	我孫子第四小学校	白山 3-2-1	○	○	○	○	○	1,091
	8	白山中学校	白山 3-7-3	○	○	○	○	○	1,042
	9	我孫子第一小学校	寿 1-22-10	○	○	○	—	○	957
	10	手賀沼公園(我孫子市生涯学習センター含む)	若松 1(若松 26-4)	—	○	—	○	○	267
	11	県立我孫子高等学校	若松 18-4	—	○	—	○	○	830
天王台	12	高野山小学校	高野山 198	○	○	○	—	○	1,077
	13	高野山桃山公園	高野山字前原 454-3 地先	○	○	○	—	—	—
	14	我孫子中学校	高野山 537	○	○	○	○	○	1,494
	15	我孫子第三小学校	柴崎台 3-3-1	○	○	○	—	○	1,068
	16	柴崎台中央公園	柴崎台 2-14	—	○	○	—	—	—
	17	天王台西公園	天王台 4-8	○	○	○	—	—	—
	18	我孫子第二小学校	下ヶ戸 610	○	○	○	—	○	798
	19	我孫子ゴルフ俱楽部	岡発戸 1110 他	○	○	○	○	—	—
	20	五本松運動広場	岡発戸 1433-2	○	○	○	○	—	—
	21	五本松公園	岡発戸 1431 他	○	○	○	○	—	—
	22	中央学院高等学校	都部 765	○	○	○	○	○	552
湖北	23	湖北台東小学校	湖北台 4-3-1	○	○	○	—	○	824
	24	湖北台西小学校	湖北台 8-17-1	○	○	○	—	○	1,008
	25	湖北台中学校	湖北台 6-9-1	—	○	○	○	○	952
	26	湖北台中央公園	湖北台 7-5	○	○	○	○	—	—
	27	中峠亀田谷公園	中峠 1645-1	—	—	○	—	—	—
	28	湖北小学校	中里 95	○	○	○	—	○	943
	29	湖北中学校	古戸 300	—	○	○	○	○	998
新木	30	新木小学校	新木 1460	○	○	○	—	○	811
	31	気象台記念公園	新木野 2-5	○	○	○	○	—	—
	32	南新木沖田公園	南新木 3-12-1	○	○	○	—	—	—
布佐	33	布佐南小学校	布佐平和台 5-1-1	—	○	○	○	○	608
	34	布佐南公園	布佐平和台 5 丁目地内	○	○	○	○	—	—
	35	県立我孫子東高等学校	新新田 172	—	○	—	—	○	496
	36	布佐小学校	布佐 1217	○	○	○	○	○	815
	37	布佐中学校	布佐 1301	—	○	○	○	○	1,002

※1人あたり2.00 平方メートル

(4) 福祉避難所の指定

福祉避難所は、要配慮者のうち特別な支援を必要とする方を受け入れる施設です。市立の福祉施設や近隣センターなどを予定施設として指定します。民間施設や公立施設についても協定の締結により指定を図ります。

また、福祉避難所には、要配慮者に必要な資機材などの備蓄を進めます。

〈福祉避難所一覧〉

地区	No.	名 称	受入対象			所 在 地
			高 齢 者	障 害 者	乳 幼 児 ・ 児 童	
我孫子北部	1	根戸デイサービスセンター	○			我孫子市つくし野 4-17-1
	2	根戸保育園		○		我孫子市根戸 967-2
	3	つくし野保育園		○		我孫子市つくし野 4-17-2
	4	ぽけっとランドあびこ保育園		○		我孫子市我孫子 1-19-13
	5	根戸近隣センター	○	○	○	我孫子市根戸 573-5
	6	久寺家近隣センター	○	○	○	我孫子市久寺家 686-5
	7	我孫子北近隣センター 並木本館	○	○	○	我孫子市並木 5-4-6
	8	我孫子北近隣センター つくし野館	○	○	○	我孫子市つくし野 3-22-1
我孫子南部	9	聖華みどり保育園		○		我孫子市緑 1-6-2
	10	寿保育園		○		我孫子市 1-13-11
	11	我孫子南近隣センター	○	○	○	我孫子市本町 3-1-2
天王台	12	東あびこ聖華保育園		○		我孫子市東我孫子 1-9-31
	13	天王台北近隣センター	○	○	○	我孫子市柴崎台 2-15-8
	14	近隣センターこもれび	○	○	○	我孫子市東我孫子 1-41-33
	15	特別養護老人ホーム アクイール	○	○		我孫子市岡発戸 1498
	16	特別養護老人ホーム おはら	○	○		我孫子市岡発戸 1500-2
	17	介護老人保健施設 葵の園・我孫子	○	○		我孫子市柴崎 137-1
湖北	18	湖北台保育園		○		我孫子市湖北台 3-1-16
	19	湖北台近隣センター	○	○	○	我孫子市湖北台 8-2-1
	20	県立湖北特別支援学校		○		我孫子市日秀 70
新木	21	障害者福祉センター	○			我孫子市新木 1637 番地
	22	あらき園	○			我孫子市新木 1637 番地
	23	こども発達センター		○		我孫子市新木 1637 番地
	24	県立我孫子特別支援学校	○			我孫子市新木 1685 番地
	25	新木近隣センター	○	○	○	我孫子市新木 1500 番地
	26	障害福祉サービス事業所みづき	○			我孫子市古戸 804
布佐	27	布佐宝保育園		○		我孫子市布佐 2318 番地
	28	布佐南近隣センター	○	○	○	我孫子市布佐平和台 4-1-30
	29	近隣センターふさの風	○	○	○	我孫子市布佐 2972-1
	30	特別養護老人ホーム アコモード	○	○		我孫子市布佐 1559-2

6) 応急活動・被災者支援の事前準備

(1) 情報収集・提供体制

災害が発生したときに、市民などに災害情報を伝達するため、次の通信手段を整備しています。

● 防災行政無線(固定系)

市役所の親局から、市内の79箇所の屋外子局を通して一斉放送を行います。

● 防災行政無線(移動系)

市役所と防災拠点施設との相互連絡のため、小中学校、市役所、消防本部、アビスタなどに設置しています。

● MCA無線

携帯電話が不通の場合に備え、MCA(マルチチャンネルアクセス)無線を避難所、地域対策支部などに配備します。

● その他の手段

携帯電話などへのメール配信サービス、ツイッターなど、多様な情報伝達手段の導入を図ります。避難所などには、スマートフォンやタブレット端末から情報を得られるよう Wi-Fi設備を整備します。

(2) 広域応援体制

大規模災害発生時に、市単独での対応は困難です。そのため、協定を締結している自治体、各種団体、企業との連携強化を図り、また、物資の供給や輸送などについて、新たに協定締結を進めます。

(3) 給水体制

● 飲料水の家庭内備蓄

市民、事業所は、災害に伴う断水に備え、1日1人あたり3リットルを目安に、3日～5日間分の飲料水を備蓄することを自助の基本としています。

● 水源の確保

災害時の水源として、気象台記念公園に耐震性貯水槽を設置しています。その他、各小学校の受水槽への応急給水栓、拠点となる小学校への災害用対策井戸、簡易防災井戸を設置しています。さらに、井戸所有者との災害用協力井戸の協定締結などにより、水源を確保します。

(4) 食料、生活物資供給体制

● 食料、生活物資の家庭内備蓄

災害が発生した当初は、食料、生活物資などが届かないことが想定されます。そのため、市民や事業所は、1人あたり3日分以上(できれば7日分)の食料や生活物資を備蓄することを自助の基本としています。

● 市の備蓄

市の備蓄は、家庭内備蓄を補完するものと位置づけ、備蓄目標を設定しています。

◆市の備蓄目標

- 人口 13万2千人の 15% 2万人を被災者と設定する。
- 災害当初の 3 日間は救援がないものとし、9 食分を備蓄で充当する。
- 備蓄のうち、1/2 を流通備蓄で、1/2 を市の備蓄で供給する。
備蓄目標 13万2千人 × 15% × 3日 × 3食 × 1/2 = 9万食
- ペットボトルの備蓄は、帰宅困難者用を中心に行う。

(5) 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、福祉情報の整理を行い、避難行動要支援者名簿を作成し要支援者の所在情報を把握します。

避難行動要支援者名簿は、災害が発生した際に活用できるよう、市が厳重に管理します。

また、自治会・自主防災組織などが災害発生時に要支援者の情報を把握する際に使用します。

(6) 帰宅困難者体制の整備

● 帰宅困難者の支援体制

地震などにより交通機関が停止した場合、「むやみに移動を開始しない」を基本原則とし、3日程度は、勤務先などに留まるよう呼びかけています。この基本原則を周知するとともに、事業者や学校などに食料・飲料水の備蓄や、安否確認体制の整備を要請します。

● 一時滞留施設の確保

駅周辺の帰宅困難者を一時的に収容する一時滞留施設を確保しています。帰宅困難者用の食料・飲料水についても備蓄に努めます。

5 災害応急対策計画

1) 災害対策本部の設置

災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき、市では、その状況に応じて災害警戒本部や災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立します。

(1) 市の配備体制

災害が発生したときは、市役所や地域対策支部に職員が動員・配備されます。

特に、地震発生時は、電話が不通となることが予想されるため、震度に応じて、本部の自動設置、職員の自動配備を行う体制となっています。

〈地震発生時の配備体制〉

配備種別	本部	本部設置・配備基準	配備要員
警戒配備体制	災害警戒本部	1) 市内に震度4の地震が発生したとき(自動設置・自動配備) 2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき(自動設置・自動配備) 3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	被害調査班(財政課、課税課、収税課)、復旧班(道路課、下水道課、治水課)、給水班その他警戒本部長が必要と認めた班
第1配備体制	災害対策本部	1) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき(自動設置・自動配備) 2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき(自動設置・自動配備)	全職員 (会計年度任用職員を除く)
第2配備体制		3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	全職員 (会計年度任用職員を含む)

※風水害の場合は、災害が発生するか、又は発生するおそれがあるときに、配備検討会議を開催し、配備体制を決定する。

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策を実施するために設置される組織で、市長を本部長とします。災害対策本部は、市役所に設置されます。

(3) 地域対策支部

地域での情報収集、避難所の開錠、避難者の初期受け入れ、自治会・自主防災組織などとの連絡調整などを行うため、災害対策本部の設置と同時に、地域対策支部を設置します。

地域	地域対策支部の設置場所
我孫子北部	我孫子北近隣センター(並木本館)
我孫子南部	アビ스타(生涯学習センター)
天王台	天王台北近隣センター
湖北	湖北地区公民館
新木	新木近隣センター
布佐	市民図書館布佐分館

我孫子市災害対策本部



2)情報収集・伝達、災害広報

災害発生時には情報把握が最も重要となります。地震情報、気象情報などを市民に迅速に伝達するとともに、地域の被害情報を迅速に収集し災害対策に活用します。

(1)情報の提供

災害が発生した直後は、電話回線が混雑して使用できないことが予想されます。そのため、防災行政無線(固定系)、メール配信サービス、Ｌアラートなどにより災害情報を迅速に伝えます。

また、市役所と地域対策支部・避難所間の連絡を防災行政無線(移動系)、MCA無線などで行い、被害や避難者の状況を把握します。

県などへの報告や関係機関との連絡は、千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線で行います。

◆情報伝達手段

- 防災行政無線(固定系)による放送
- 広報車による巡回放送
- メール配信サービス
- 市ホームページ
- ツイッター
- 災害広報紙の配布 など

(2)災害拠点での広報

地域対策支部、近隣センター、行政サービスセンター、ボランティアセンターを災害広報掲示施設として指定し、災害などに関するお知らせを掲示します。

また、この掲示施設では、自治会・自主防災組織などが、地域の住民にお知らせ事項や安否情報を掲示し、地域内での情報提供に活用します。その他、避難所でも、避難所の運営組織を通じて避難者に情報を提供します。

(3)報道発表

災害対策本部に会見場を設置し、必要に応じて定期的に記者発表を行います。

また、災害対策基本法などに基づき、テレビ・ラジオによる放送を要請します。

避難所などにおける避難者への取材申込みがあった場合は、地域の自主防災組織、避難所の自治組織の許可を必要とします。

3)応援要請

大規模災害が発生し、市の力では対応できないとき、市長は、全国の自治体、消防の広域応援、自衛隊、協定締結先に応援を要請します。

(1)自治体などへの応援要請

市内で大規模な災害が発生し、応急措置を行う必要がある場合は、災害対策基本法、相互応援協定に基づき全国の自治体や機関に応援を要請します。

なお、本市は、千葉県内市町村をはじめ、次の自治体と相互応援協定を締結しています。

◆協定を締結している自治体

千葉県内全市町村、茨城県取手市、茨城県つくば市、神奈川県大和市、栃木県足利市、山形県金山町、廃棄物と環境を考える協議会加盟団体(65市町村)

(2) 広域消防応援体制

消防長は、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、県内の消防機関に応援を要請します。

また、要請した消防力では対応できない場合、消防組織法に基づき、知事を通じて緊急消防援助隊や他の消防機関の応援を要請します。

◆緊急消防援助隊

全国的な消防応援部隊のことをいいます。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、被災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の出動要請により、全国の消防部隊が出動し、現地で部隊編成がなされた後、災害活動を行います。阪神・淡路大震災を契機として組織されました。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生したとき、市長は災害対策基本法に基づき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請します。要請できないときは、直接、自衛隊に災害状況の通知をします。

なお、派遣部隊の集結場所として手賀沼公園多目的広場を指定しています。

(4) 民間団体などへの要請

あらかじめ締結している協定や覚書により、医師会、歯科医師会をはじめとし、各種団体、民間企業などから協力が得られることになっています。

4) 消防・救急救助・応急医療救護

(1) 消火活動

● 初期消火

火災が発生したときは、まず、市民、自治会・自主防災組織などが協力して、初期消火を行うことが重要です。

● 消防署・消防団による消火活動

大地震が発生したとき、消防本部は避難所・避難路、重要地域、消火可能性の高い火災、市街地火災などを優先に消火活動を行います。消防団は、消防本部と連携して、出火防止、消火、救急救助、避難誘導、情報収集、避難所支援などの活動を行います。

(2) 救急救助活動

● 倒壊家屋などからの救助

自治会・自主防災組織は、周りの人と協力して、家屋、塀、家具などの下敷きになっている人を速やかに救助します。救助が困難な場合は、消防、警察、自衛隊が連携して救助活動にあたります。

● 救急搬送

救助した傷病者は、救助現場から自治会・自主防災組織が協力して救護所や病院に搬送します。救急車は、重症者を救護所から災害拠点病院などへ搬送するために活用します。

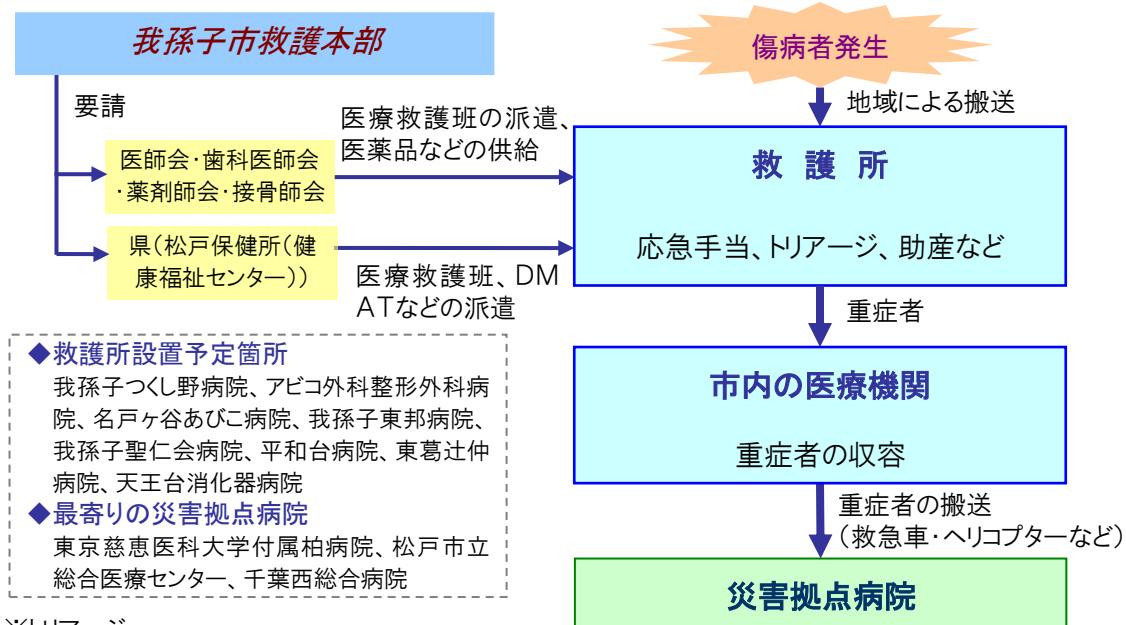
(3) 応急医療救護活動

● 応急医療体制

多数の傷病者が発生したときは、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、我孫子市救護本部を市役所に、救護所を病院に設置し、傷病者のトリアージ、応急手当などを行います。

また、県が組織する医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)などの派遣を要請します。

重症者は、災害拠点病院に搬送して治療を行います。



● 避難所における医療体制

避難者の健康を確保するため、避難生活が長期化するときは、松戸保健所(健康福祉センター)と連携して、避難所救護所を設置します。また、保健活動チームを編成し、巡回、健康相談などを実施して被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持などの健康管理を行います。

特に、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症(エコノミークラス症)、こころのケアなど、二次健康被害の予防活動を行います。

5) 避難

(1) 避難指示

市長は、延焼火災の拡大、危険物の爆発・漏出、がけ崩れのおそれがある場合に、避難指示を発表します。

(2) 警戒区域の設定

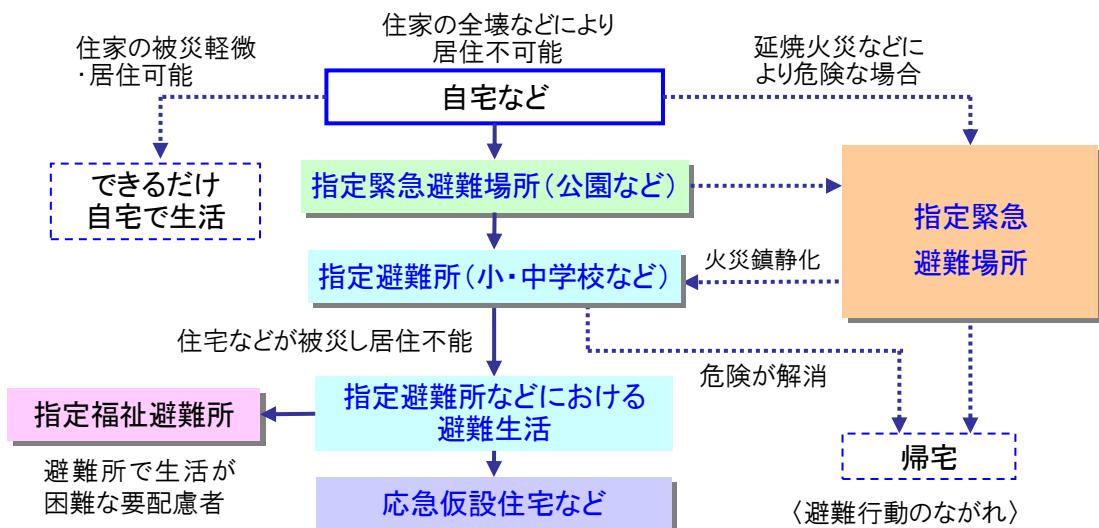
市長は、危険を防止する必要がある場合は、警戒区域を設定して立入制限、立入禁止、退去を命ずることがあります。警戒区域が設定された場合は、法令により罰則が設定されています。

(3) 避難誘導

避難誘導は、自治会・自主防災組織などが地域で定めた公園や、市が指定した指定緊急避難場所から避難所などまで行うことを基本とします。

(4) 避難行動要支援者の避難支援

自治会・自主防災組織などが中心となって、地域の避難行動要支援者の安否を確認し、避難誘導などの必要な支援を行います。



(5)児童・生徒・園児の安全確保

就業時間中になどに地震が発生した場合、児童・生徒・園児の安全を確保し、保護者の引き取りがあるまで一時的に保護します。

(6)避難所の開設・運営

● 避難所の開場

避難所は、施設管理者又は市の指定職員が開場します。避難者の施設内への誘導や把握は、自治会・自主防災組織などの代表者が、施設管理者、市の職員と連携して行います。

感染症対策として、体温測定、十分なスペースの確保、換気などに配慮します。

● 避難所の自主運営

避難所の運営は、避難者による自主運営を原則とし、市の職員、施設管理者は、その運営を支援します。運営にあたっては、避難者による自治組織を立ち上げますが、女性メンバーの参画により、男女双方のニーズや女性への配慮を行っていきます。

● 避難所施設・生活支援

避難所では、飲料水、食料、生活物資の供給のほか、仮設トイレ、ストーブなどの設備や入浴対策、衛生管理などの避難生活への支援を行います。女性には、専用の相談窓口、専用の物干し場、更衣室、授乳室などを設置します。女性専用の物資配付方法や防犯対策にも留意します。

● ペット同行避難への対応

グラウンドなどの生活空間と異なる場所にペット専用スペースを指定します。ペットの所有者は、ケージや餌を持参し、自己責任で飼養することとします。また、ペット同伴での生活が可能な避難所も指定します。

※ペット同伴で生活可能な指定避難所

・我孫子第一小・高野山小・湖北台西小・湖北台東小・布佐小

● 指定避難所以外の避難者への支援

自宅や車中・テント泊などで避難生活を余儀なくされている被災者を把握し、食料などの生活支援情報の提供、保健指導の実施に努めます。長期避難時には、民間の宿泊施設での受け入れも検討します。

◆ペットの避難

多数の被災者が集まるため、ペットは原則として避難所内で飼養はできません。また、餌や飲料水も飼い主の自己管理とします。人間と同様に、ペットフード、飲料水、ケージなどの家庭内備蓄も必要です。

(7)広域避難

被害が甚大なため、市内の避難所に避難者を収容できない場合は、県に対し被災地外への移送を

要請します。

6)生活支援

(1)飲料水・生活用水の供給

●家庭内備蓄の活用

水道が断水したときは、断水地区の重要給水施設(医療施設、救護所、福祉避難所など)を優先に給水を行います。断水世帯の市民は、給水活動が開始されるまで、家庭内備蓄の飲料水で対応することを基本としています。

●受水槽・井戸の活用

各小中学校に受水槽が整備されており、自主防災組織などが運用して飲料水として活用することができるようになっています。

また、小学校に設置されている災害対策用井戸、簡易防災井戸は、生活用水として活用が可能です。これらは自主防災組織などが運用し、市民に水を供給します。

●給水活動

給水活動は、自治体や自衛隊の協力を得て、小学校を給水拠点として給水車などで行います。

給水量は、原則として1人1日3リットルを目安とし、自主防災組織などの協力により、各家庭から持参した容器に給水します。



〈受水槽からの応急給水訓練〉

(2)食料・生活必需品の供給

●家庭内備蓄の活用

地震発生直後は、食料や生活必需品の調達・供給が困難なため、3日間は家庭内備蓄を活用することを基本とします。

●食料・生活必需品の確保

協定締結先の事業者からの購入した食料・生活必需品、市備蓄を供給します。避難所などにおいては、自治組織に食料・生活必需品の配布を一任します。

また、市からの食料の支給対象者は、主に避難所に収容されている方になります。

●救援物資の受け入れ

食料・生活必需品の確保が十分でない場合は、救援物資の支援を要請します。救援物資は、川村学園女子大学体育館を物資輸送拠点とし、物流事業者のノウハウを活用して受け入れ・配送します。救援物資は、自治体・企業・団体からの大口の物資のみを受け入れることを原則としています。

(3)災害相談

市民からの電話による通報や問い合わせに対応するため、特設電話を確保して、コールセンターを設置します。

また、市役所及び地域対策支部に被災者相談窓口を設置し、安否情報、法律・福祉関係の相談、り災証明の発行などに対応します。

(4)停電時充電スポット

大規模停電発生時の充電等の支援のため、通電している近隣センターに充電スポットを開設します。

(5) 廃棄物対策

● し尿の処理

地震が発生したときは、断水のため水洗トイレが使えなくなることが予想されます。そのため、断水地域の避難所に組立式簡易トイレやマンホールトイレを設置します。不足する場合は、レンタル業者から仮設トイレを確保します。

● 消毒

浸水が発生したときは、浸水地域の住民に消毒薬剤を配布して、感染症の防止に努めます。

● がれきの処理

災害では、倒壊した建物のがれき、畳や電化製品などの災害廃棄物が発生します。これらのがれきは、仮置場を設置して分別処理やリサイクルを行い処分します。

7) 住宅対策

(1) 被災建築物の応急危険度判定

被災した建物は、余震によって倒壊することがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。判定は、目視により「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物入口付近にステッカーで表示します。この判定は危険を防止するためのもので、り災証明を発行するための調査は、この判定の後で実施します。

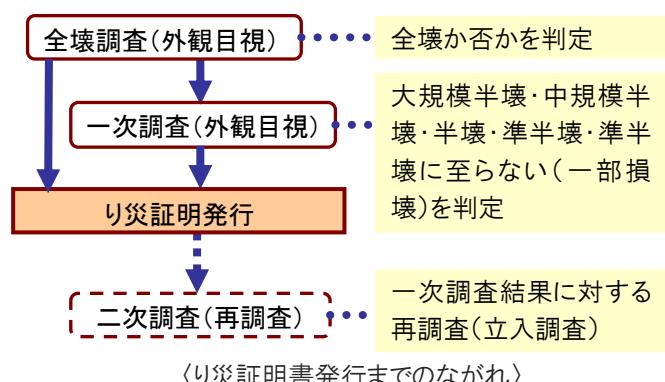
(2) 被災宅地の危険度判定

造成地では、地震や大雨によって地盤に亀裂などが生じることがあります。このような二次災害の危険を防ぐために、宅地の危険度判定を実施します。判定結果はステッカーで表示しますが、危険がある場合は、避難や危険区域への立入規制などの措置をとります。

(3) 住家の被災調査・り災証明書の発行

住家の被害状況を把握し、り災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及びり災証明の申請のあった住家などを対象に被災調査を実施します。この調査結果をもとに、相談窓口などり災証明書を発行します。火災による被害の証明は、消防署で発行します。

また、被災対象に応じて、被災(り災事項)証明書、り災届出証明書を発行します。



(4) 応急仮設住宅の供与

住家を失った被災者に対し、災害救助法に基づき応急仮設住宅を供与します。供与は、借り上げによる賃貸型応急仮設住宅と、プレハブなどによる建設型応急仮設住宅に区分します。建設型応急仮設住宅を建設する場合、ライフラインや交通の利便性などを考慮し、次の予定地から選定します。

◆ 応急仮設住宅設置の予定地

手賀沼公園、湖北台中央公園、布佐南公園、中峠亀田谷公園、五本松運動広場、気象台記念公園

8)要配慮者対策

(1)安否確認

地震発生直後、あるいは避難指示などを発表したときは、民生委員、自主防災組織などが避難行動要支援者名簿などに基づき、地域の要配慮者の安否を確認し、地域対策支部などに報告します。

所在が不明で、閉じ込められている可能性がある場合は、消防・警察・自衛隊などが駆けつけるまで、地域で救助する必要があります。

また、建物の倒壊や延焼火災の危険がある場合は、地域で避難を支援します。

(2)避難後の生活支援

避難所では専用スペースの設置、必要な物資の供給、福祉関係団体などと協力した巡回サービス・介護など、ニーズや生活環境に配慮した活動を行います。

また、あらかじめ指定してある社会福祉施設や近隣センターなどを福祉避難所として開設し、特別な介護が必要な要配慮者を受け入れます。

9)災害ボランティアへの対応

大規模な災害が発生した場合、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に力を発揮します。

そのため、我孫子市社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整機関として我孫子市災害ボランティアセンターを設置し、市と連携して活動を支援します。

10)帰宅困難者への支援

(1)帰宅困難者の原則

大規模な災害が発生し、交通機関の運行停止や道路の通行規制が行われると、通勤者、通学者、買い物客、駅利用者などが帰宅困難となります。

このような場合、一斉帰宅による混乱を避けるため「むやみに移動を開始しない」ことを原則として、事業所や学校、最寄りの公共・民間施設などに留まるよう呼びかけます。

(2)一時滞留施設の開設

大規模集客施設や駅周辺に帰宅困難者が多数発生した場合、公共施設に一時滞留施設を開設して受け入れるとともに、被害や交通の情報を提供します。

◆一時滞留施設の開設予定箇所

けやきプラザ(我孫子駅)、天王台北近隣センター(天王台駅)、近隣センターこもれび(東我孫子駅)、湖北台近隣センター(湖北駅)、新木行政サービスセンター(新木駅)、布佐市民ステーションホール(布佐駅)

6 災害復旧・災害復興

1) 災害復旧

(1) 市民生活の復旧

被災した市民が一刻も早く自力で生活ができるよう、市、県、関係機関は、災害見舞金などの支給、生活資金の貸付、税の減免など、各種法令、条例に基づく各種支援、義援金の配分、職業のあつせんなどを実施します。

◆被災者の生活再建への支援

○被災者の生活支援

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・租税の措置(税、介護保険料等の納税緩和・減免措置、授業料の減免など)
- ・災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、生活援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付など
- ・安否情報の提供

○住宅の再建

- ・災害公営住宅の建設
- ・災害復興住宅融資

○地域経済への支援

- ・中小企業などへの融資
- ・職業のあつせん

(2) 生活関連施設の復旧計画

市民生活の維持に必要な重要施設が被災した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及びその他の法律による財政援助を受けて、災害復旧事業を推進します。

2) 災害復興

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、市民との合意形成を図りながら、災害復興基本方針を策定します。

その後、この災害復興基本方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定します。

7 風水害・大規模事故などへの対応

1) 風水害への対応

(1) 災害応急活動体制

市域に大雨警報、土砂災害警戒情報、利根川洪水予報などが発表され、災害が発生するおそれがある場合は、市の担当部署での対応のほか、配備検討会議により情報収集本部、災害警戒本部、災害対策本部を設置します。また、集中豪雨時等は緊急対応本部を設置し対応にあたります。

(2) 事前の準備・安全な行動

市民及び事業所は、気象情報などを入手し、自らが状況を判断して早めの「安全な避難行動」をとります。市は、予測可能な台風襲来時などで、市民から自主避難の要望がある場合は、自主避難所を開設します。避難者の受け入れは、夜間の避難行動の安全確保のため、昼間のみとし、自主避難の主旨により原則として毛布のみの配付とします。

◆自主避難所(予定)

我孫子北近隣センター並木本館、生涯学習センター「アピスタ」※、天王台北近隣センター、湖北台近隣センター、新木近隣センター、近隣センターふさの風※
(※優先的に開設)

(3) 高齢者等避難、避難指示の発令

市長は、洪水や土砂災害からの安全な避難のため、警戒レベルを付加し、避難対象地区の居住者などに「高齢者等避難」、「避難指示」を発令します。これらの避難情報は、防災行政無線(固定系)、広報車、メールなどで伝えます。

また、洪水が迫るなど危険な場合は、堅牢な建物の2階以上に避難する「緊急安全確保」を発令します。

情報	住民が取るべき措置	主な発令基準の目安
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	○高齢者等は避難を開始する。 ○高齢者以外の人も、必要に応じて、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたりする。また、危険を感じたら自主的に避難を開始する。	外水氾濫(利根川) ・基準 4 観測所のいずれかの水位が「避難判断水位(レベル 3 相当)」(栗橋:6.90m、茅吹橋:7.10m、取手:6.90m、押付:7.10m)に達した場合 ・洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 外水氾濫(手賀川・手賀沼) ・基準観測所(曙橋)の水位が「避難判断水位(レベル 3 相当)」の 3.50mに達した場合 外水氾濫(共通) ・強い降雨を伴う台風などが夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 など 土砂災害 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ強い降雨を伴う台風などが接近・通過することが予想され、かつ土砂災害の前兆現象が発見されたとき など
避難指示 (警戒レベル 4)	○危険な場所から全員避難する。	外水氾濫(利根川) ・基準 4 観測所のいずれかの水位が「氾濫危険水位」(栗橋:8.80m、茅吹橋:7.70m、取手:7.40m、押付:7.80m)に達した場合 ・洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 外水氾濫(手賀川・手賀沼) ・基準観測所(曙橋)の水位が「氾濫危険水位(レベル 4 相当)」の 3.75mに達した場合 外水氾濫(共通) ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 など 土砂災害 ・土砂災害警戒情報(警戒レベル 4 相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報 土砂災害])となった場合
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	○すでに安全な避難ができず、命が危険な状況であるため、洪水が迫るなど危険が切迫している場合は、最寄りの高い場所に上がるなど、生命を守る最低限の行動を行う。	外水氾濫(利根川) ・洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ・氾濫開始相当水位(取手水位観測所:9.419m)を越えた場合(到達した場合) 外水氾濫(共通) ・利根川、手賀沼・手賀川が決壊や越流・溢水したとき など 土砂災害 ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル 5 相当情報[土砂災害])が発表された場合 ・土砂災害が発生したとき

(4) 水平避難と垂直避難

避難は、時間的な余裕をもって、近隣の指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅などへ避難する「水平避難」を基本とします。浸水が既に発生している場合は、自宅や近隣の堅牢建物への2階以上に避難する「垂直避難」を基本とします。

(5) 避難活動

市長が避難指示などを発表した場合は、指定避難所を開場します。

民生委員、自主防災組織などは、避難行動要支援者の安否を確認し、地域住民を指定避難所へ誘導します。災害により住家などが被災した場合は、地震対策に準じて各種の被災者支援を実施します。

2) 大規模事故への対応

大規模な事故により、多数の死傷者が発生したり、危険物などの漏出や拡散などにより、市民生活への影響が予想される場合は、関係機関と協力して対応にあたります。

(1) 対象とする事故

市では、次の事故を想定して体制をとっています。

- 大規模火災：市街地の延焼や多数の死傷者の発生
- 危険物などの災害：危険物施設（石油、高圧ガス、毒物・劇物など）の事故
- 航空機災害：航空機の墜落、炎上による多数の死傷者の発生
- 鉄道災害：列車の衝突、脱線などによる多数の死傷者の発生
- 道路災害：橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、危険物積載車両からの危険物などの流出による多数の死傷者の発生
- 断水：水質事故などによる大規模断水の発生

(2) 災害応急活動体制

大規模事故への対応は、基本的に第1に事故の原因者、第2に消防、警察や事故を所管する市の担当部署が実施します。事故による被害が甚大な場合や市民に影響がある場合は、事故対策本部を設置して、情報収集、避難、救援・救護などにあたります。

3) 放射性物質事故への対応

千葉県内には、原子力事業所は存在していませんが、放射性同位元素などを使用する施設などがあります。また、本市は、「原子力災害対策指針」上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」には入っていませんが、原子力事業所の事故による様々な影響を考慮する必要があります。

そのため、原子力事業所で事故が発生して本市に影響がある場合は、事故対策本部を設置し、放射線の監視、避難などの防護、飲料水や飲食物の摂取制限、汚染土壤の除去などの対応をします。

地震が発生した

ら！？

・・・・・自助・共助・公助の主な動き

●地震発生～1時間

自助	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いて自分の身を守る 火の始末、ドアや窓を開けて逃げ道の確保 我が家への安全確認 テレビやラジオ、防災行政無線などで情報の収集
共助	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所の無事を確認
公助	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集、災害対策本部の設置 ⇒ P16～17 情報の収集、防災行政無線などによる情報提供 ⇒ P18 消防・救急救助、応急医療救護 ⇒ P19～20

●1時間～半日

自助	<ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオ、防災行政無線などで情報の収集 ⇒ 市の情報伝達手段 P18 隣近所の安否確認・救助救護 ⇒ 緊急の要請 消防119 P19、コールセンター P22、地域対策支部 P16 避難行動 ⇒ P20～21
共助	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所や自主防災組織・自治会の安否確認、救助救護 ⇒ 緊急の要請 消防119 P19、地域対策支部 P16 避難行動 ⇒ P20～21
公助	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、防災行政無線などによる情報伝達 ⇒ P18 救急救助、応急医療救護 ⇒ P19～20 被災建築物の応急危険度判定 ⇒ P23 避難所の開設 ⇒ P21

●半日～3日

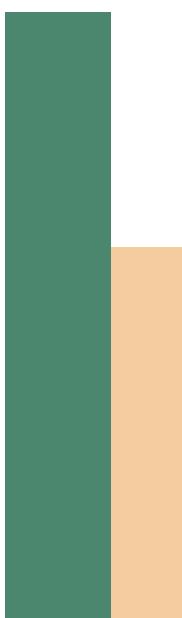
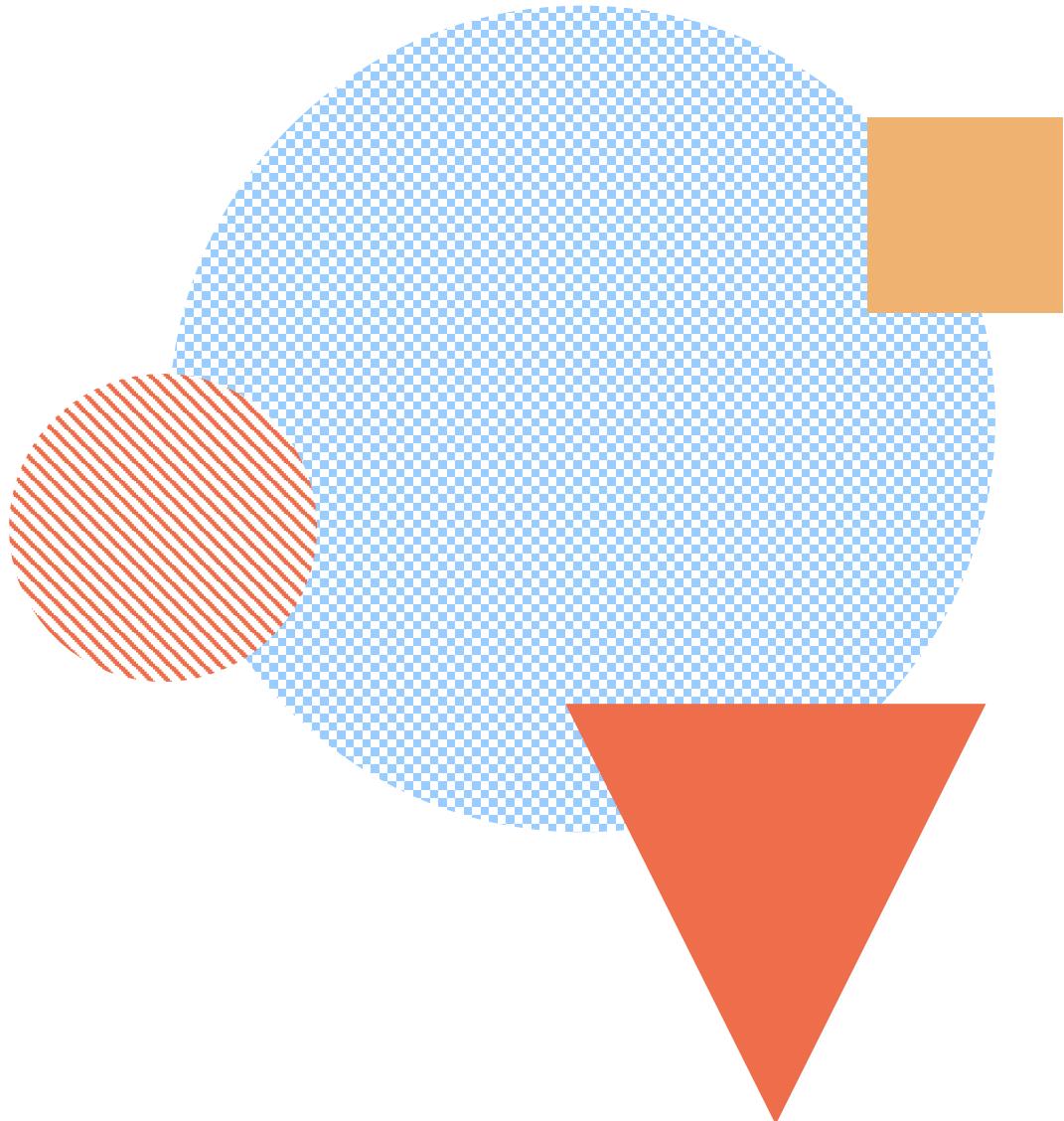
自助	<ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオ、防災行政無線などで情報の収集 ⇒ 市の情報伝達手段 P18 隣近所の安否確認・救助救護 ⇒ 緊急の要請 消防119 P19、コールセンター P22、地域対策支部 P16 避難行動 ⇒ P20～21
共助	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所、自主防災組織・自治会の安否確認、救助救護 ⇒ 緊急の要請 消防119 P19、地域対策支部 P16 避難行動 ⇒ P20～21 避難所運営 ⇒ P21
公助	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、防災行政無線などによる情報伝達 ⇒ P18 救急救助、応急医療救護、応急復旧 ⇒ P19～20 被災建築物の応急危険度判定 ⇒ P23 避難所の開設 ⇒ P21 応援要請 ⇒ P18～19 備蓄の提供 ⇒ P22 帰宅困難者対応 ⇒ P24

●3日～7日

自助	<ul style="list-style-type: none"> • テレビやラジオ、防災行政無線などで情報の収集 ⇒ 市の情報伝達手段 P18 • 避難行動 ⇒ P20～21 • 災害相談 ⇒ P22
共助	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動 ⇒ P20～21 • 避難所運営 ⇒ P21 • 災害相談 ⇒ P22
公助	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集、防災行政無線などによる情報伝達 ⇒ 市の情報提供手段 P18 • 救急救助、応急医療救護、応急復旧 ⇒ P19～20 • 被災建築物の応急危険度判定 ⇒ P23 • 被災宅地の危険度判定 ⇒ P23 • 避難所の開設 ⇒ P21 • 生活支援 ⇒ P22～23 • 要配慮者支援 ⇒ P24 • 災害ボランティア対応 ⇒ P24

●7日～

自助	<ul style="list-style-type: none"> • テレビやラジオ、防災行政無線などで情報の収集 ⇒ 市の情報伝達手段 P18 • 避難行動 ⇒ P20～21 • 災害相談 ⇒ P22
共助	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動 ⇒ P20～21 • 避難所運営 ⇒ P21 • 災害相談 ⇒ P22
公助	<ul style="list-style-type: none"> • 情報の収集、防災行政無線などによる情報提供 ⇒ 市の情報提供手段 P18 • 生活支援 ⇒ P22～23 • 災害相談 ⇒ P22 • 要配慮者支援 ⇒ P24 • 災害ボランティア対応 ⇒ P24 • 住家の被災調査、り災証明書の発行 ⇒ P23 • 応急仮設住宅の供与 ⇒ P23 • 災害復旧、災害復興 ⇒ P25



我孫子市地域防災計画 ダイジェスト版(令和 3 年度修正)

令和 4 年 3 月発行

我孫子市 市民生活部 市民安全課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111(代)
